令和2年第5回臨時会議事日程(第1号)

令和2年11月30日(月) 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第74号 令和2年度吉富町一般会計補正予算(第11号)について

日程第5 議案第75号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について

日程第6 議案第76号 令和2年度吉富町水道事業会計補正予算(第4号)について

日程第7 議案第77号 令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算(第4号)について

会期日程表 (案)

目 次	月 日	曜	区分	開議時刻	摘 要
第 1 日	11月30日	月	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

令和2年第5回吉富町議会臨時会会議録(第1号)

招集年月日 令和2年11月30日

招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場

開 会 11月30日 10時00分

応 招 議 員 1番 角畑 正数 6番 太田 文則

2番 向野 倍吉 7番 梅津 義信

3番 中家 章智 8番 岸本加代子

4番 矢岡 匡 9番 横川 清一

5番 山本 定生 10番 是石 利彦

不 応 招 議 員 なし

出 席 議 員 応招議員に同じ

欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121 町 長 花畑 明 上下水道課長 奥家 照彦

記 小谷瀬鉄平

条の規定により説明 未来まちづくり課長 和才 薫 のため会議に出席し 総務財政課長 瀬口 直美

た者の職氏名 福祉保険課長 守口 英伸

本会議に職務のため 局 長 鍛冶 幸平 出席した者の職氏名 事 務 局 奥邨 厚志

書

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり

議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長(是石 利彦君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

ただいまから令和2年第5回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(是石 利彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、山本議員、太田議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長(是石 利彦君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表(案)のとおり、本日 11月30日の1日間としたいと思います。これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(是石 利彦君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日11月30日の1日間に決 定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第3. 議案第73号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

日程第4. 議案第74号 令和2年度吉富町一般会計補正予算(第11号)について日程第5. 議案第75号 令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について

日程第6. 議案第76号 令和2年度吉富町水道事業会計補正予算(第4号)について 日程第7. 議案第77号 令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算(第4号)について

○議長(是石 利彦君) 日程第3、議案第73号から日程第7、議案第77号までの5議案を一 括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(花畑 明君) 皆さん、おはようございます。本日、令和2年第5回臨時町議会を招集 いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用の中を御出席いただき、誠にありがとうご ざいます。 このたびの臨時議会には、条例案件1件、予算案件4件の計5案件について御審議願いたく、 御提案するものでございます。

提案理由について、御説明申し上げます。

議案第73号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和2年10月7日の人事院勧告に基づき、これを実施するため、一般職の職員の給与改定を 行うものであります。

議案第74号は、令和2年度吉富町一般会計補正予算(第11号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ166万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を47億3,818万6,000円とするものでございます。

歳入では、17款繰入金1項基金繰入金で166万4,000円の減額、歳出では、給与条例の改正に伴う人件費等で、特別会計への繰出金等を含めて、総額で166万4,000円の減額であります。

続いて、議案第75号は、令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ1万3,000円を減額し、予算総額を7億9,278万7,000円とするものであります。給与改定に伴う減額補正となっております。

議案第76号は、令和2年度吉富町水道事業会計補正予算(第4号)についてであります。

収益的支出で6万4,000円を減額し、収益的支出総額を1億3,859万5,000円とするもので、給与改定に伴う減額補正となっております。

議案第77号は、令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算(第4号)についてであります。 収益的収入及び収益的支出で、それぞれ4万4,000円を減額し、収益的収入の予算総額を 2億8,366万5,000円、収益的支出の予算総額を2億7,003万2,000円とするもの であり、給与改定に伴う減額補正であります。

以上、提出議案については、いずれも行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。 以上です。

○議長(是石 利彦君) 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第73号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長(瀬口 直美君) 御説明いたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本年10月7日の人事院勧告に基づき給与改定を行うとともに、併せて期末手当の支給方法について地域手当に係る部分を国の支給方法に合わせるため、改定を行うものでございます。

今年度の給与改定は、ボーナスの引下げとなっております。このボーナスにつきましては、昨年8月から本年7月までの直近1年間の国家公務員の支給割合は、民間の支給割合を0.04月分上回ったことから、0.05月分の引下げの勧告が行われております。この引下げにつきましては、期末手当の支給割合を改正することとなっております。

本年度につきましては、既に6月の期末手当が支給されていることから、12月支給分を 0.05月分引き下げることとし、令和3年度以降につきましては、6月及び12月の支給分を 0.025月分ずつ引き下げるとするものでございます。

本町の給与条例につきましても、この人事院勧告に沿った内容で改正いたしたく御審議をお願いするものでございます。

それでは、議案書2ページを御覧ください。あわせて、資料ナンバー1、新旧対照表も御覧ください。新旧対照表は、右側が現行、左側が改正案で、下線を引いた部分が改正箇所となっています。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条、一般職の職員の給与に関する条例(昭和36年条例第68号)の一部を次のように改正する。第20条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、これは、再任用の職員以外の職員、いわゆる一般職の職員の期末手当を100分の5、0.05月引き下げるものでございます。

次に、「100分の110」を「100分の105」に、これは一般職の職員のうち、課長または主幹の職にある者の割合を同じく100分の5、0.05月分引き下げるものでございます。

同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に、これは第2項の一般職の職員の期末手当の改正に伴って同項中の支給率を引用している部分の改正を行うものでございます。なお、今年度は再任用の職員の支給割合の引下げはございませんので、その部分の改正はございません。

次に、同条第4項中「月額」の次に、「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加えるもので、これは期末手当の支給方法を国と合わせるため、「期末手当基礎額」を現行の「給料及び扶養手当」に加えまして、「地域手当の月額を加えた額」とするものでございます。

次に、第2条でございます。新旧対照表は、2ページを御覧ください。

第2条、一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第2条の改正は、令和3年4月1日から施行するもので、第1条で今回の人勧に係る期末手当の支給率の改正を行い、本年度は12月支給分で0.05月分引下げましたが、令和3年度以降は、先ほど御説明させて

いただいたとおり、6月及び12月にそれぞれ0.025月分ずつ引き下げることとするための 改正でございます。

第20条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の 105」を「100分の107.5」に、そして第1条での改正と同様で、第3項中の引用部分 の改正といたしまして、第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、 「100分の105」を「100分の107.5」に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日 から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(是石 利彦君) これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。なお、質疑の回数は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっております。よろしくお願いいたします。

また、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けて から行っていただきます。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本案に対し、質疑はありませんか。岸本議員。

○議員(8番 岸本加代子君) 3点お願いします。

1つは、今回の改正について労働組合との合意はできているかということです。

それと、平均で職員の方がどのくらい減額されるのか。

もう一点は、職員で、額として一番多く減額される方の金額は幾らなのか、この3点をお願いします。

- 〇議長(是石 利彦君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(瀬口 直美君) お答えいたします。

まず1点目ですが、労働組合との協議につきましては、労働組合人勧どおりに改定を行うということで協議が調っております。

2点目の平均ですけれども、今回の補正予算で期末手当を減額した分を職員全員で、71人で割ったところの平均ということでよろしいでしょうか。平均では、2万985円の減額というふうになっております。あと、最高のというところになるのですが、それぞれ皆さん扶養手当等の諸条件もございますが、一番大きい方で、一般職の職員で2万3,095円が一番減額幅が大きい職員となっております。

以上です。

○議長(是石 利彦君) ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(是石 利彦君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第3項 の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 御異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員会付託を省略する ことに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員(8番 岸本加代子君) 日本経済の動向に最も大きく影響を与えるのは、個人消費です。 人勧がマイナス回答をいたした理由を聞いたとき、また負のスパイラルが始まったと感じました。 コロナ禍で経済が揺らぐとき、健全な状態を保つには個人消費を保障すべきです。人勧は、この 立場に立って民間に影響されるのではなく、民間に影響を与えるべく回答をすべきでした。

しかし、今回の条例改正の中に地域手当に関する規定がありますが、この規定が関係する職員の利益を守るものとなっていることも分かります。また、今回の条例改正が、私たち議員の期末手当にも影響を与えることも承知しています。生活給ではない議員の期末手当の減額には異論はありません。しかしながら、総じて職員の給与は守るべきと考えますので反対いたします。

- ○議長(是石 利彦君) 賛成討論はありませんか。矢岡議員。
- ○議員(4番 矢岡 匡君) 国の決定に準ずるのはナチュラルなことと申し述べ、賛成の討論 とさせていただきます。
- ○議長(是石 利彦君) 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(是石 利彦君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(是石 利彦君) 起立多数であります。お座りください。よって、議案第73号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、議案第74号令和2年度吉富町一般会計補正予算(第11号)についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

歳入2ページ。

歳出3ページ、4ページ。

次に、5ページ、事項別明細書、総括、歳入。

6ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入7ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 次に、歳出に入ります。

歳出8ページ、9ページ、10ページ、11ページ、12ページ。 歳出全般について御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 13ページ、補正予算給与費明細書、15ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第3項 の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員会付託を省略する ことに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(是石 利彦君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 御異議なしと認めます。よって、議案第74号令和2年度吉富町一般会計補正予算(第11号)については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、議案第75号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)について を議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

歳入2ページ。

歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入、5ページ、同じく、総括、歳出。

次に、歳入6ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(是石 利彦君) 次に、歳出に入ります。

歳出7ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 次に、8ページ、補正予算給与費明細書、10ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条第3項 の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 御異議なしと認めます。よって、議案第75号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(是石 利彦君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(是石 利彦君) 御異議なしと認めます。よって、議案第75号令和2年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第6号)については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、議案第76号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

補正予算実施計画2ページ。

予定貸借対照表3ページ、4ページ。

補正予算明細書5ページ。

給与費明細書6ページ、7ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。横川議員。

- ○議員(9番 横川 清一君) 水道事業会計が会社ということで、一般会計を国の指針による減額と同じような計算方法でよろしかったですか。
- 〇議長(是石 利彦君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(瀬口 直美君) 水道事業会計、公営企業会計というところではございますが、 一般職の職員の条例に準じて給与等は支給しておりますので、そこは特に問題ないかというふう に思っております。

以上です。

〇議長(是石 利彦君) ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第39条第3項 の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 御異議なしと認めます。よって、議案第76号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(是石 利彦君) 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 御異議なしと認めます。よって、議案第76号令和2年度吉富町水道事業会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、議案第77号令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題 といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。

補正予算実施計画2ページ。

予定貸借対照表3ページ、4ページ。

補正予算明細書5ページ。

給与費明細書6ページ、7ページ。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(是石 利彦君) 御異議なしと認めます。よって、議案第77号令和2年度吉富町下水道

事業会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(是石 利彦君) 以上で、今期臨時会に付議されました事件は、全て議了いたしました。 ここで、町長より議員の皆様に御挨拶がございます。町長。

○町長(花畑 明君) 本日は、本年第5回目となります臨時議会を招集させていただきました。 何かとお忙しい中を御出席いただき、誠にありがとうございました。そして、かつ慎重な御審議 をいただき、全ての議案に対しましても提案どおりの御議決を賜り、誠にありがとうございました。

今回の臨時議会では、職員の給与に関わる条例改正でございましたので、国の法案成立を待っての町議会への提出という事務となり、議員の皆様には急な日程の変更となってしまい、大変御迷惑をおかけいたしました。

また、明日からは12月定例会が始まります。12月定例会にも条例改正をはじめ、多くの案件を御提案させていただくようにしておりますので、よろしくお願いをいたします。

朝夕の季節はすっかり冬モードへとなってまいりました。空気も乾燥し、これから寒さもいよいよ増してまいります。コロナのことはもちろんですが、インフルエンザ等体調にはくれぐれも御注意いただいて、明日から始まる議会では、皆様の住民に寄り添った大切な御意見をお聞かせ願えればと思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げ、本日のお礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(是石 利彦君) これをもちまして、令和2年第5回吉富町議会臨時会を閉会いたします。 お疲れさまでした。

午前10時27分閉会